鹿児島県公報

令和6年7月23日(火)第534号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

示 告

- ○救急病院等の認定
- ○公共測量の実施
- ○道路の区域の変更
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
- サービス事業者の指定

- (保健医療福祉課取扱い) 1 (監理課取扱い) 1
 - (道路維持課取扱い) 1
- (大隅地域振興局取扱い) 2

(生活安全企画課取扱い) 2

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 (大隅地域振興局取扱い) 2

公安委員会告示

- ○遊技機の型式の検定の告示
- 正
- ○鹿児島県公報第327号の2 (令和4年7月12日付け)の一部訂正
 - (労働委員会事務局取扱い) 3
- ○鹿児島県公報第414号(令和5年5月19日付け)の一部訂正 (労働委員会事務局取扱い)3
- ○鹿児島県公報第508号(令和6年4月19日付け)の一部訂正 (労働委員会事務局取扱い)3

示

鹿児島県告示第566号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次のとお り救急病院又は救急診療所として認定した。

令和6年7月23日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急 診療所の別	名称	所 在 地	認定の有効期間
救急病院	県民健康プラザ鹿屋	鹿屋市札元一丁目8番	令和6年6月12日から
	医療センター	8 号	令和9年6月11日まで
救急病院	霧島市立医師会医療	霧島市隼人町松永3320	令和6年7月13日から
	センター	番地	令和9年7月12日まで

鹿児島県告示第567号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月23日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量(谷山駅周辺地区土地区画整理事業 出来形確認測量) 1
- 作業の期間 令和6年7月29日から令和7年1月17日まで
- 作業の地域 鹿児島市谷山中央一丁目,谷山中央二丁目及び上福元町

鹿児島県告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年7月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

鹿	凡鳥	県知事	塩田	妻一

道路									変更	敷地の幅員	敷地の延長
\mathcal{O}	路	線	名	変	更	\mathcal{O}	区	間	前後		が地の延及 (メートル)
種類									の別	(メートル)	$(\mathcal{A} - \mathcal{A} \mathcal{D})$
県道	脇本	赤瀬	川線	阿久根	市赤	瀬川	字西	平3425	前	6.3~21.9	533. 0
				番1地	番1地先から同市赤瀬川字		後	6.3~21.9	533. 0		
				浦田35	13番	地先	まで		後	$10.0 \sim 55.6$	390. 0

大隅地域振興局告示第25号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年7月23日

大隅地域振興局長 永野義人

ſ		事業	美 所			申 請 者		15 d F 0	障害児通
ſ	Þ	称	所 在 地	名 称		主たる事務所の	代表者の氏	指定年月 日	所支援の
	名	孙	別 生 地	名 称		所在地	名	П	種類
	多機能型	型事業所	曽於市末吉町諏	社会福祉法人	、笠	曽於市大隅町中	中根 賢誠	令和6年	児童発達
	とんぼ		訪方1963番地1	木福祉会		之内4674番地2		7月1日	支援

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年7月23日

大隅地域振興局長 永野義人

		事業	業 所		申請者			指定年月	障害福祉	
	ta.	±/-	=c +: uh	la la	15.6±	主たる事務所の	代表	者の氏		サービス
	名	称	所 在 地	名	称	所在地	名		日	の種類
障	害者就	比労支援	曽於市末吉町新	特定非'	営利活動	曽於市末吉町諏	磯邊	貴志	令和6年	就労継続
セ	ンター	- グリー	町一丁目3-6	法人み	どりの庭	訪方6227番地 5			6月1日	支援B型
ン	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	゛ン								

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第84号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年7月23日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pルパン三世14H1YZ4	株式会社アムテックス	4P0455
ぱちんこ遊技機	Pブラックラグーン4GCPA	株式会社銀座	4P0494
回胴式遊技機	SハイパーラッシュSLC8	セブンリーグ株式会社	430212
回胴式遊技機	LモンスターハンターライズXA	株式会社アデリオン	430243

正誤

令和4年7月12日付け鹿児島県公報第327号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から2行目	吉田 健朗	吉田 健朗

令和5年5月19日付け鹿児島県公報第414号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
11	下から13行目	吉田 健朗	吉田 健朗

令和6年4月19日付け鹿児島県公報第508号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
9	下から5行目	吉田 健朗	吉田健朗